

「個人情報の保護に関する法律及び個人情報保護条例への対応について（会長通知）」

（平成17年6月1日付け17高文連第19号）

平成17年4月1日に個人情報の保護に関する法律が公布され、それを受けて各自治体において個人情報保護条例が改正または制定されたことから、生徒の個人情報を収集し、当連盟に提出する場合には、公立学校は各自治体の条例により、私立学校は法律により、本人（生徒の場合は本人及び保護者）の同意が必要となりました。また、法律により当連盟が各学校から提出された個人情報を本人及び保護者の同意なく目的外に利用したり、提供したりすることができなくなりました。

つきましては、平成17年から当連盟が開催する諸事業（各専門部事業を含む）について、下記により対応しますのでご協力をお願いします。

記

1 個人情報を収集又は利用、提供する範囲

(1) 大会要項

役員、実行委員、審査員、発表者、助言者等の所属名・氏名（役職：成人のみ）

(2) プログラム

学校名、生徒氏名、学年、性別、参加部門

(3) 参加者名簿

役員、実行委員、審査員、発表者、助言者等の所属名・氏名（役職：成人のみ）

学校名、生徒氏名、学年、性別、参加部門

(4) 高文連による広報及び記録

学校名、生徒氏名、学年、性別、参加部門、写真、ビデオ

(5) 報道機関への提供

学校名、生徒氏名、学年、性別、参加部門、大会の成績、写真、ビデオ

2 各学校の対応

(1) 高文連主催の各種大会等に参加する場合、参加申込書や参加同意書（全国高総文祭）等に記載された個人情報が、上記1の範囲で公表されることについて、確実に本人及び保護者の同意を得ておく。

(2) 同意を得る方法については、口頭、文書等各学校の状況に応じた方法をとるものとする。

(3) 個人情報の公表に同意しない旨の申し出があった場合には、速やかに主催者（愛知県高等学校文化連盟、各専門部等）に申し出る。申し出の方法は特に定めないが、確実な方法をとるものとする。

3 愛知県高等学校文化連盟（各専門部を含む）の対応

(1) 役員、実行委員、審査員、発表者、助言者等について

上記1の範囲で、個人情報が公表される場合があることについて、事前に本人の同意を得ておく。なお、成人の場合は、役員会、実行委員会等での口頭の確認で可とする。

(2) 生徒について

ア 大会要領（募集要項）、参加申込書等に、上記1の範囲で個人情報が公表される場合があること、及び個人情報の公表に同意しない場合は、学校長を通じて「個人情報の公表に同意しない」旨を申し出ることを明記する。

アートフェスタ-愛知県高等学校総合文化祭-、全国高等学校総合文化祭へ参加する学校を専門部から推薦する際にも、推薦前に個人情報の公表について本人及び保護者の同意を得ていることを各学校に確認する。

※ 参加申込書等への記載例

この大会（発表会、講習会、研修会等）に申込み（参加）した場合、大会プログラム、参加者名簿に、個人情報（学校名、氏名、学年、性別、参加部門）を記載する場合があります。また、優秀な成績を収めた場合には、報道機関に個人情報（学校名、氏名、学年、性別、参加部門、成績）を提供する場合があります。

個人情報の公表に同意しない場合には、学校長を通じて主催者（愛知県高等学校文化連盟、各専門部等）に申し出てください。

イ 大会プログラム、参加者名簿等には、上記1の範囲をこえる個人情報を掲載しないようにする（学校名のみ、学校名と参加人数等の記載にとどめる等）。

ウ 学校長より、公表に同意しない生徒の申し出があった場合には、運営上必要な資料（運営資料、役員必携等）を除き、氏名等の個人情報は記載しないものとする。

エ 運営上必要な資料については、外部に個人情報が漏れることのないよう、その管理を徹底する。

4 その他

高文連新聞に写真や記事を掲載する場合には、愛知県高等学校文化連盟広報部担当者が関係の学校に対して、掲載についての本人及び保護者の同意を得ていることを確認する。